

改正概要

1 改正理由

- (1) 令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、経営者の個人保証を不要とする創業時の新しい保証制度として「スタートアップ創出促進保証制度」が創設された。
については、本県融資制度においても、新事業創出支援資金の中に、「スタートアップ創出促進資金」として同保証制度の内容を取り込む改正を行う。
- (2) 国の保証制度「経営力強化保証制度」の廃止に伴う該当資金要件の廃止
- (3) 緊急経済対策特別支援資金（原油高騰等対策枠）の廃止
- (4) 新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける事業者の返済緩和の観点で、下記のとおり災害関連対策資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）（全国統一枠・県独自枠）の利率の変更ができるよう改正を行う。

2 要綱等改正内容

- (1) 新事業創出支援資金中、スタートアップ創出促進資金を新設【融資制度要綱別表第3, 4】
会社等を設立し創業を行う方に対し、経営者保証を不要とする信用保証制度を用いる同資金について、新事業創出支援資金の中に新設する。
- (2) 緊急経済対策特別支援資金（通常枠）該当要件の廃止【融資制度要綱別表第3, 4】
緊急経済対策特別支援資金（通常枠）に係る別表3(8)の要件及び別表4の該当部分の削除
- (3) 緊急経済対策特別支援資金（原油高騰等対策枠）の廃止【融資制度要綱別表第3】
緊急経済対策特別支援資金（原油高騰等対策枠）に係る別表3並びに同表注6及び8の該当部分の削除
- (4) 災害関連対策資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）（全国統一枠・県独自枠）の利率の取扱いに係る改正
既に融資を行った災害関連対策資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）（全国統一枠・県独自枠）について、県の利子補給期間経過後、利率を現行の年1.0%から、年1.0%以内（固定）の範囲で変更することを可能とする（別紙通知により施行）。

【適用日】令和5年4月1日

新

愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱

第1～第15条 省略

別表第1・第2 省略

別表第3(第3条～第5条関係)

資金区分	融資対象	融資条件						申込機関	添付書類
		資金使途	融資限度額	融資期間 (うち償還期間)	融資利率	返済方法	担保及び保証人		
経営安定資金	一般資金	省略							
	種別産業 短期資金	省略							
	小口資金	省略							
	短期資金	省略							
小口等細企業 資金	省略								
チャレンジ企 業支援資金	省略								
創業関連 資金	創業関連 資金	省略	2スタートアップ 選出促進資金 及び再挑戦支 援資金とあわせ て 3,500万円	省略	省略	省略	省略	省略	1 (省略) 2 (省略)
	スタート アップ創 出促進資 金	選出 促進	創業関連資金 及び再挑戦支 援資金とあわせ て 3,500万円	選出 促進 2年以上 1年以内※ 1) 設備 10万円以内 11年以内※ 1)	貸付 返済 元金均等 返済	保証 保証 保証人 企業	金融機関 保証協会	1) スタートアップ 創出促進資金及 び再挑戦支 援資金に係る 補助金を利用す る前にあつては、 企業一割程度の スタートアップ創 出促進保証の申 請に必要な書類 を提出する 2) 且(省略)	1 (省略) 2 (省略) 1 (新設)
	再挑戦 支援資金	省略	創業関連資金 及びスタート アップ創出促進 資金とあわせて 3,500万円	省略	省略	省略	省略	省略	1 (省略) 2 (省略) 3 (省略)

旧

愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱

第1～第15条 省略

別表第1・第2 省略

別表第3(第3条～第5条関係)

資金区分	融資対象	融資条件						申込機関	添付書類
		資金使途	融資限度額	融資期間 (うち償還期間)	融資利率	返済方法	担保及び保証人		
経営安定資金	一般資金	省略							
	種別産業 短期資金	省略							
	小口資金	省略							
	短期資金	省略							
小口等細企業 資金	省略								
チャレンジ企 業支援資金	省略								
創業関連 資金	創業関連 資金	省略	再挑戦支援資 金とあわせて 3,500万円	省略	省略	省略	省略	省略	1 (省略) 2 (省略) 3 (省略)
	スタート アップ創 出促進資 金	選出 促進	創業関連資金 及び再挑戦支 援資金とあわせ て 3,500万円	選出 促進 2年以上 1年以内※ 1) 設備 10万円以内 11年以内※ 1)	貸付 返済 元金均等 返済	保証 保証 保証人 企業	金融機関 保証協会	1) スタートアップ 創出促進資金及 び再挑戦支 援資金に係る 補助金を利用す る前にあつては、 企業一割程度の スタートアップ創 出促進保証の申 請に必要な書類 を提出する 2) 且(省略)	1 (省略) 2 (省略) 3 (省略)
	再挑戦 支援資金	省略	創業関連資金 及びスタート アップ創出促進 資金とあわせて 3,500万円	省略	省略	省略	省略	省略	1 (省略) 2 (省略) 3 (省略)

特例	新事業創出支援資金のうち、下記に該当する者 (1) (省略) (2) (省略) (3) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する認定特定創業支援事業により支援を受けた者	省略	創業関連資金 企業スタートアップ 基金(創業支援)基金及び再挑戦 支援資金と同じ	運転 7年以内 (1年以内)ただし、(3)の基金 は(3)1) 設備 10年以内 (1年以内)ただし、(3)の基金 は(3)1)	省略	省略	担保 不要 保証人 原則、法 人代表者 以外は不 要。なお、 スタートアップ 基金に付添 書に付添 書について は不問	省略	
中小企業 育成 基金	省略								
事業 継続 特別 資金	省略		運転 設備 借換 (※2)	省略	省略	省略	省略	省略	省略
通常特 例	中小企業者及び組合であって、次のいずれかに該当する者 (1)~(7)省略	運転	省略	7年以内 (1年以内)	省略	省略	省略	省略	1 融資対象(1)、 (1)の2、(1)の3に 該当する者にあ っては、売上高 等が確認できる 書類又は営業、 操業等の状況が 確認できる書類 2 融資対象(2) に該当する者にか いては、売上高 に占める原材料、 燃料等の費用の 割合が確認でき る書類 3 融資対象(3) に該当する者にあ っては、当該再 生手続開始申立 等事業者に対する 債権債権等が確 認できる書類 4 融資対象(4)、 (5)に該当する者 においては、市 町長の認定書 5 融資対象(6) に該当する者にあ っては、経営改 善計画書等 6 融資対象(7) に該当する者にあ っては、労働局 等の受付印がある 休業等実施計画 書の写し
併走支援 特例	中小企業者及び組合であって、全国統一 制度の併走支援型特別保証*を利用して 経営改善を図る者 *次のいずれかに該当し、かつ経営行動 に係る計画を策定した中小企業者 (1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定 による認定を受けていること(※3) (2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定 による認定を受けていること(※3) (3) 次の①又は②アからカまでのいずれか に該当すること(※2)(※4) ①最近1か月間の売上高が前年同月の売 上高と比較して5%以上減少していること ② ア 最近1か月間の売上高総利益率が前 年同月の売上高総利益率と比較して5% 以上減少していること イ 最近1か月間の売上高総利益率が直 近決算の売上高総利益率と比較して5% 以上減少していること ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決 算前期の売上高総利益率と比較して5% 以上減少していること エ 最近1か月間の売上高営業利益率が 前年同月の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高営業利益率が 直近決算の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること カ 直近決算の売上高営業利益率が直近 決算前期の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること ※3:信用保険法第3条の3の規定による 特別小口保険に係る保証を除く。 ※4:信用保険法第3条の規定による普通 保険に係る保証及び同法第3条の2の規 定による無担保保険に係る保証(いずれも 一般分に限る。)に限る。	省略	省略	省略	保証付き 年1.50%以内 (固定) (※4)	省略	省略	省略	2 融資対象(2)に 該当する者にあ っては、売上高に 占める原材料、燃料 等の費用の割合 が確認できる書類 3 融資対象(3)に 該当する者にあ っては、当該再生手 続開始申立等事 業者に対する債 権債権等が確認 できる書類 4 融資対象(4)、 (5)に該当する者 においては、市町 長の認定書 5 融資対象(6)に 該当する者にあ っては、経営改善計 画書等 6 融資対象(7)に 該当する者にあ っては、労働局等 の受付印がある休 業等実施計画書の 写し 7 融資対象(2)に 該当する者にあ っては、経営改善 計画書の写しに 必要書類

特例	新事業創出支援資金のうち、下記に該当する者 (1) (省略) (2) (省略) (3) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する認定特定創業支援事業により支援を受けた者	省略	創業関連資金 及び再挑戦支 援資金と同じ	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	省略	省略	担保 不要 保証人 原則、法 人代表者 以外は不 要	省略	
中小企業 育成 基金	省略								
事業 継続 特別 資金	省略		運転 設備 借換 (※1)	省略	省略	省略	省略	省略	省略
通常特 例	中小企業者及び組合であって、次のいずれかに該当する者 (1)~(7)省略 (4) 中小企業者育成基金(平成25年 法律第98号)に規定する認定特定 創業支援事業により支援を受けた 者 (5) 全国統一制度の併走支援型特別 保証*を利用して経営改善を図る者	運転	省略	7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	省略	省略	省略	省略	1 融資対象(1)、 (1)の2、(1)の3に 該当する者にあ っては、売上高等 が確認できる書 類又は営業、操 業等の状況が確 認できる書類 2 融資対象(2)に 該当する者にあ っては、売上高に 占める原材料、燃料 等の費用の割合 が確認できる書 類 3 融資対象(3)に 該当する者にあ っては、当該再生 手続開始申立等 事業者に対する 債権債権等が確 認できる書類 4 融資対象(4)、 (5)に該当する者 においては、市町 長の認定書 5 融資対象(6)に 該当する者にあ っては、経営改 善計画書等 6 融資対象(7)に 該当する者にあ っては、労働局等 の受付印がある休 業等実施計画書の 写し 7 融資対象(2)に 該当する者にあ っては、経営改善 計画書の写しに 必要書類
併走支援 特例	中小企業者及び組合であって、全国統一 制度の併走支援型特別保証*を利用して 経営改善を図る者 *次のいずれかに該当し、かつ経営行動 に係る計画を策定した中小企業者 (1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定 による認定を受けていること(※2) (2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定 による認定を受けていること(※2) (3) 次の①又は②アからカまでのいずれか に該当すること(※2)(※3) ①最近1か月間の売上高が前年同月の売 上高と比較して5%以上減少していること ② ア 最近1か月間の売上高総利益率が前 年同月の売上高総利益率と比較して5% 以上減少していること イ 最近1か月間の売上高総利益率が直 近決算の売上高総利益率と比較して5% 以上減少していること ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決 算前期の売上高総利益率と比較して5% 以上減少していること エ 最近1か月間の売上高営業利益率が 前年同月の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高営業利益率が 直近決算の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること カ 直近決算の売上高営業利益率が直近 決算前期の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること ※2:信用保険法第3条の3の規定による 特別小口保険に係る保証を除く。 ※3:信用保険法第3条の規定による普通 保険に係る保証及び同法第3条の2の規 定による無担保保険に係る保証(いずれも 一般分に限る。)に限る。	省略	省略	省略	保証付き 年1.50%以内(固 定) (※2)	省略	省略	省略	2 融資対象(2)に 該当する者にあ っては、売上高に 占める原材料、燃料 等の費用の割合 が確認できる書 類 3 融資対象(3)に 該当する者にあ っては、当該再生手 続開始申立等事 業者に対する債 権債権等が確認 できる書類 4 融資対象(4)、 (5)に該当する者 においては、市町 長の認定書 5 融資対象(6)に 該当する者にあ っては、経営改善計 画書等 6 融資対象(7)に 該当する者にあ っては、労働局等 の受付印がある休 業等実施計画書の 写し 7 融資対象(2)に 該当する者にあ っては、経営改善 計画書の写しに 必要書類

新

別表第4(第5条関係)

資金区分	責任共有制度	保証料率									有担保割引
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
一般資金	省略										
建設産業短期資金	下記以外	省略									
	特定中小企業者 1～4、6号 5、7、8号	省略									
小口資金	下記以外	省略									
	特別小口保険を利用する者	省略									
短期資金	NPO法	省略									
小口零細企業資金	下記以外	省略									
	経営指導特例	省略									
チャレンジ企業支援資金	下記以外	省略									
	別表第3の融資対象 海外投資関係保険	省略									
新事業創出支援資金	下記以外	省略									
	スタートアップ創出促進資金又は同資金に係る特別融資対象(3)を利用する者	対象外					1.00%				無
	別表第3の事業承継資金融資対象(1)に該当する者であって特例保険を利用する者	省略									
	別表第3の事業承継資金融資対象(2)及び(3)に該当する者	省略									
	別表第3の事業承継特別資金融資対象に該当する者であって経営者保証コーディネーターの確認を受けてない者	省略									
別表第3の事業承継特別資金融資対象に該当する者であって、経営者保証コーディネーターの確認を受けた者	省略										
下記以外	省略										
特定中小企業者	1～4、6号	省略									
	5、7、8号	省略									
特例中小企業者	省略										
(削除)											

旧

別表第4(第5条関係)

資金区分	責任共有制度	保証料率									有担保割引
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
一般資金	省略										
建設産業短期資金	下記以外	省略									
	特定中小企業者 1～4、6号 5、7、8号	省略									
小口資金	下記以外	省略									
	特別小口保険を利用する者	省略									
短期資金	NPO法	省略									
小口零細企業資金	下記以外	省略									
	経営指導特例	省略									
チャレンジ企業支援資金	下記以外	省略									
	別表第3の融資対象 海外投資関係保険	省略									
新事業創出支援資金	下記以外	省略									
	(新設)										
	別表第3の事業承継資金融資対象(1)に該当する者であって特例保険を利用する者	省略									
	別表第3の事業承継資金融資対象(2)及び(3)に該当する者	省略									
	別表第3の事業承継特別資金融資対象に該当する者であって経営者保証コーディネーターの確認を受けてない者	省略									
別表第3の事業承継特別資金融資対象に該当する者であって、経営者保証コーディネーターの確認を受けた者	省略										
下記以外	省略										
特定中小企業者	1～4、6号	省略									
	5、7、8号	省略									
特例中小企業者	省略										
別表第3の通常枠融資対象(8)に該当する者であって責任共有対象の者	対象	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.85%	0.75%	0.55%	0.35%	0.35%	有

緊急経済対策 特別支援資金	(削除)																			
	別表第3の伴走支援 枠融資対象に該当 する者であって経営 者保証免除対応を 適用しない者	省略																		
	別表第3の伴走支援 枠融資対象に該当 する者であって経営 者保証免除対応を 適用する者	省略																		
雇用促進支援資金	省略																			
災害関連対策資金	省略																			

(注1)～(注6) 省略

別表第5 省略

緊急経済対策 特別支援資金	別表第3の通常枠 融資(8)に該当す る者であって責任共 有対象外の者	対象外	1-70%	1-53%	1-36%	1-15%	1-10%	0-90%	0-76%	0-50%	0-50%	在
	別表第3の伴走支援 枠融資対象に該当 する者であって経営 者保証免除対応を 適用しない者	省略										
	別表第3の伴走支援 枠融資対象に該当 する者であって経営 者保証免除対応を 適用する者	省略										
雇用促進支援資金	省略											
災害関連対策資金	省略											

(注1)～(注6) 省略

別表第5 省略